

新種契約についての裁判例の動向に関する調査研究報告書（概要）

本報告書（以下「本書」という。）は、平成 22 年 10 月 22 日に法務省から受託した新種契約についての裁判例の動向に関する調査研究業務（以下「本調査研究」という。）の結果を報告するものである。

○全体監修・コメント

東京大学大学院法学政治学研究科教授
東京大学大学院法学政治学研究科教授

神 作 裕 之
沖 野 眞 巳

○基礎調査・客観分析

早稲田大学大学院法務研究科教授・弁護士

児 島 幸 良

I. はじめに

一. 本調査研究の目的

本調査研究は、法務省作成の「新種契約についての裁判例の動向に関する調査研究業務に係る仕様書」（平成 22 年 9 月 法務省）（以下「本仕様書」という。）の「2.業務の目的」及び「3.業務の内容」欄に記載された事項に係る調査研究の結果を法務省に報告することを目的としている。

二. 本調査研究の方法

本調査研究の対象とした裁判例は、別紙裁判例一覧表記載のとおりである。

本調査研究において採用した方法については、**後掲 A-1** 及び **A-2** を参照されたい。

本調査研究の実施にあたり、本仕様書に従い、法務省と随時打ち合わせを行い、進捗状況について随時中間報告をするとともに、本調査研究の方法に関する協議を行った。本調査研究において採用した方法は、かかる法務省との協議の結果に基づいて決定されたものである。

なお、法務省との協議に基づいて本調査研究の対象外とした裁判例については**後掲 B** を参照されたい。

三. 本調査研究の前提

報告書に記載されている事項は、本調査研究目的の観点から客観的に判例を調査・分析した結果を忠実に記載したものにすぎず、報告者個人やその所属する学術研究機関・法律事務所の法的意見を構成するものではなく、また個人や団体としては如何なる意味においても特定の新典型契約類型の明文化を推奨するものでもない。

その他本調査研究において前提とされるべき事項は、**後掲 C** を参照されたい。

四. 謝辞

報告書に記載されている判例の抽出・収集及び一覧表化にあたっては、ウエストロー・ジャパン株式会社のご好意により、同社が提供する商用データベースである「Westlaw Japan」（以下「Westlaw Japan」という。）を活用させていただいた。

II. 総括的コメント

全体監修者＝神作裕之・沖野眞己

本委託調査研究は、新種契約をめぐる約 5,000 件の裁判例を選択し、[医療・健康]関係、[金融・証券・コモディティ]関係など[その他]も含めると 16 の項目に大きく分類した上で、必要に応じて中位さらには下位の項目を設け分類を行った。以下では、本委託調査研究の整理に沿って、裁判例の傾向や特徴とりわけ立法論的検討の必要性等について、大分類に則して若干コメントする。

1 [医療・健康]関係

医療・健康という大分類には、817 件の医療訴訟裁判例（5 件の獣医療訴訟裁判例を含む。）が掲載されている。

診療契約の法的性質については、治療を中心とした事務処理を目的とする準委任契約（民法第 656 条）と解するのが通説であり（秋吉仁美編著『医療訴訟』（青林書院）199～200 頁〔関根規夫〕）、報告書中の、準委任契約という大分類（II 1）にも多数の医療訴訟裁判例が掲載されている。他方で、診療契約が準委任契約であることを特に示さないものも少なくない。

ここに掲げられた 817 件の医療訴訟裁判例を眺めてみると、診療契約の債務不履行に基づく損害賠償請求の事案における契約法上の主要な争点として、①注意義務違反の有無、②説明義務違反の有無を挙げることができよう。なお、医療訴訟における責任追及の法的構成には、診療契約の債務不履行に基づく損害賠償請求のほか、不法行為に基づく損害賠償請求があり得るところ、実務的には、これらの選択的併合による請求が多く、その場合、裁判所は当該事案に応じて遅延損害金の算定方法等について原告に有利な構成で認定していると指摘されている（秋吉・前掲『医療訴訟』204～205 頁〔関根〕）。上記①、②のいずれについても、債務不履行責任とともに不法行為責任が主張されることがあり、後述するように①、②につき両者の構成の間で必ずしも有意な違いがあるわけではない。

①については、医師の負う注意義務は、準委任契約たる診療契約における受任者の善管注意義務（民法第 656 条、第 644 条）を根拠とするものと解されるが、医師は「その業務の性質に照らし、危険防止のため実験上必要とされる最善の注意義務を要求されるが……右注意義務の基準となるべきものは、診療当時のいわゆる臨床医学の実践における医療水準である」（最判昭和 57・3・30。また、最判平成 7・6・9。いわゆる医療水準論）との判例法理が確立していることもあり、個々の診療契約の内容の解釈の問題というよりは、「診療当時のいわゆる臨床医学の実践における医療水準」の客観的な認定の問題として捉えられる傾向が感じられる。

②については、医師の負う説明義務は、敢えて言えば、準委任契約たる診療契約における受任者の報告義務（民法第 656 条、第 645 条）を根拠とするものと解することもできる。

また診療記録の開示などの局面においてこれらが根拠として引かれることもあり、その意味での説明義務は報告義務の意味合いを持つが、むしろ②の説明義務違反として問題とされているのは、「説明義務における説明は、患者が自らの身に行われようとする療法（術式）につき、その利害得失を理解した上で、当該療法（術式）を受けるか否かについて熟慮し、決断することを助けるために行われるものである」との判例（最判平成13・11・27）に現れているように、患者の自己決定のための説明である。この意味での説明義務については、「医師は、患者の疾患の治療のために手術を実施するに当たっては、診療契約に基づき、特別の事情のない限り、患者に対し、当該疾患の診断（病名と病状）、実施予定の手術の内容、手術に付随する危険性、他に選択可能な治療方法があれば、その内容と利害得失、予後などについて説明すべき義務があると解される」との判例法理（上記最判平成13・11・27）が確立していることもあり、実務的にはその条文上の根拠が問題となることはもはやないようである。また、このような説明義務の内容については、診療契約に基づく債務ないし義務であるという性格からすれば、個々の診療契約の内容の解釈の問題として捉えられるが、むしろ患者の自己決定権を重視する観点から義務の内容や範囲について解釈がされる傾向が感じられる。

2 [金融・証券・コモディティ]関係

金融・証券・コモディティ関係では207件の裁判例が取り上げられ、①投資商品、②預貯金、③クレジット、④手形、⑤送金、⑥融資および⑦その他に中分類された。全体を通じた特徴として、金融関連取引の効力が争われ、無効とされたケースが散見される点を挙げることができる。すなわち、FX取引（東京高判平成18・9・21、仙台地判平成19・9・5）、損失保証契約（最判平成9・9・4）、導入預金（東京地判昭和53・3・31。ただし、最判昭和49・3・1は反公序良俗性を否定。）および地方公共団体による損失補償契約（横浜地判平成18・11・15、東京高判平成22・8・30）を無効とした裁判例がある。たとえばFX取引の効力について、裁判例は、取引の仕組み、当該取引の目的、レバレッジの多寡など多様な要素を考慮して、公序良俗に反するかどうかを判断している。損失補償契約等の効力は、各種業法や地方公共団体の権限等を規定する法律の規定の趣旨・目的や反社会性等に照らして、個別に判断されるべきであろう。民事法上、これらの取引の効力に係る一般的な規律や基準を導くことは困難であり、裁判所の個別的判断および解釈に委ねるべきであると考えられる。

投資商品に関する裁判例（①）は101件と多数にのぼるが、その多くは投資商品の販売・勧誘段階における業者の側の説明義務・適合性原則違反が問われたものである。判例・学説上、適合性の原則を実質的に取り込んだ業者側の説明義務自体は確立しており、喫緊の立法論点課題はないように思われる。

預貯金（②）については、現行民商法において定義規定はなく、それを定義して民事法上の規律を置くことはむづかしい。預金取引については約款の規定も充実しており、その

解釈論に委ねられることになる。判例上、預金契約の趣旨および原因関係の調査の困難性等に鑑み、振込の原因となる法律関係が存在しない場合であっても、預金口座に振込みがなされれば預金の成立が認められている（最判平成 8・4・26，最判平成 20・10・10）。判例法理に対しては、当事者の同意等を根拠に預金債権を無因債権とみることに對して批判がある。また、誤振込のケースにおいて当該預金債権を差押えた受取人の債権者と誤振込をした者との優劣関係など第三者に対する効力が問題となる局面も生じ得るなど、立法的解決をする必要性が指摘されている。ファイナリティーの確保や消費者保護、安全性の高いシステムや仕組み構築へのインセンティブなど、政策的要請も強い領域であるという特徴もある。

クレジット関係（③）では、顧客の販売店等に対する抗弁を信用購入あっせん業者に対して主張できるかどうか争われたものが多い。判例は、抗弁権の接続に関する割販法の規定は確認の規定ではなく創設的なものであるが（最判平成 2・2・20）、「特段の事情」があれば、抗弁権の接続により賦払金支払請求を認めない（前掲最判平成 2・2・20，最判平成 13・11・22）。少なくとも購入者が消費者である場合には、物やサービスの購入を助けるためのファイナンスという経済実質をもつ取引については、一定の要件の下に、立替払いや消費貸借等の法律構成が何であれ横断的に抗弁の接続が認められるべきである。既払金の返還など販売店の義務・責任等も含め、消費者信用取引法として包括的な立法論的検討がなされるべきであろう。

3 [不動産取引]関係

不動産取引関係では 78 件の裁判例が存在し、不動産仲介業者の報酬請求権の有無および報酬の額をめぐる裁判例が多い。最判昭和 44・6・26 以降、不動産仲介業者には原則として民事仲立の規律が適用されることが確立したが、仲立業者が商行為の媒介を業とする商事仲立を行っているかどうかという現行法の区別は、必ずしも重視されていないように思われる。少なくとも不動産の媒介に係る規律については、民事仲立か商事仲立かに区別に合理性がないことが示唆される。また、報酬に関する約定の解釈として、報酬請求を認め得るとした裁判例があり（大阪地判昭和 58・8・30）、履行割合型の報酬の定め方を肯定した裁判例として注目される。

4 [コンサル・アドバイザー]関係

コンサルティング契約・アドバイザー契約の法的性質については、当該契約の内容に応じて、委任契約、準委任契約又は委任契約若しくは準委任契約類似の混合契約と判断されているものがあるが、特にその法的性質が明示されないことも多いようである。コンサルティング契約・アドバイザー契約に関して裁判例において問題となる主要な論点としては、①債務者（受任者）が負う契約上の債務の内容の確定、②報酬請求権の存否及びその範囲、③契約の中途解約の可否が挙げられる。

①は、債務不履行に基づく損害賠償や解除の可否が争われる事案において義務違反の有無を確定するために問題となるものである。債務者（受任者）が提供した役務の内容や手法が適切であったか否かが争われる事案が多いが、その中でも注目されるのは、依頼者の指示や依頼との関係に関わる判示であり、債務者（受任者）は、債権者（依頼者）の依頼・指示が不適切である場合には、当該依頼・指示に従うのではなく、指示を適切なものに是正するという高度な注意義務を負うとされている点である。委任事務処理の範囲や方法について依頼者の指示があれば原則としてそれに従うべきことは当然であるが、依頼者の指示が不適切であった場合に、税理士は、専門的な立場から依頼者の説明に従属することなく、必要な範囲で当該依頼や指示が適切かを調査・確認すべき義務を負うとして、不適切な依頼に従った役務の提供につき債務不履行責任の成立を認めた事案（大阪地判平成 20・7・29）や、依頼者の指示や依頼そのものに関するものではないが関連するものと位置づけられるものに、依頼者が弁護士に対して提出した書類をそれが依頼者が違法に入手した可能性のある文書であるにもかかわらず受任者たる弁護士が漫然と書証として提出したことにより、依頼者に各種の不利益が生じた場合に、弁護士の善管注意義務違反が認められた事案（福岡地判平成 19・3・1）などがある。

②については、弁護士に対する委任契約が途中で終了した場合において、履行された割合に応じた報酬請求権が認められた事案（東京高判平成 3・12・4）、報酬に関する合意がなかった場合や合意の内容が明確でなかった場合における報酬請求権の存否や範囲が争われた事案（東京地判平成 7・2・22、京都地判平成 5・9・27）が見受けられるところであり、報酬請求権に関する基本的なルールを条文上明確にすることが検討に値すると思われる。なお、上記平成 5 年京都地判は建築士に対する設計委託契約につき、設計図完成を内容とする請負契約であるが報酬の支払いの合意がない以上請負契約は成立せず、当該設計契約は報酬の定めのない準委任契約であるとしたうえで商法第 512 条により相当の報酬を認めたものであり、商法第 512 条との関係にも留意する必要がある。

③は、民法第 651 条第 1 項に基づき当事者が自由に契約を解除することの可否が問題となっている。同項の任意解除権に対する制約については、周知の大審院以来の判例の変遷および展開がある。税理士顧問契約の解除に関し、受任者の利益をも目的とする契約であるかという点について契約の性質・内容を考慮した上で、同項の適用を認めた事案（最判昭和 58・9・20）は著名であるが、裁判例ではその一審（東京地判昭和 53・1・31）、二審（東京高判昭和 55・9・24）において異なる判断がされていることも注目される。

5 [ゴルフ・レジャー・イベント]関係

ゴルフ場関連の裁判例は計 26 件であるが、そのうち会員権に関するものが 15 件、預託金の返還に関連するものが 11 件である。ゴルフ場経営会社が所定の手続を経て年会費や名義書換料等を増額した場合において、承諾をしていないゴルフクラブ会員にも支払義務が及ぶとした裁判例がある（大阪高判平成 22・2・10、大阪高判昭和 63・5・31）。ゴルフク

ラブのあり方も多様であり得るが、社団性が認められるかどうか、否定される場合すなわち「ハブ＝スポーク型」の団体における個別の契約性と団体性の関係等について、裁判例は、主としてゴルフ会員契約の解釈と事実認定により結論を導いている。これに対し、預託金に係る法律関係については、裁判例は、会員権に係る法律関係から場合によっては区別して理解し、金銭消費寄託契約に係る規律を適用する傾向がある。もっとも、退会の前後で預託金返還請求権の性質が異なり得る旨を示唆する裁判例がある（名古屋高判平成19・3・14、東京高判平成12・12・21）。

宿泊関係では、東京高判昭和49・3・20は、高価品の明告がない場合でも、請求権競合説に依拠して不法行為責任を負うと判示した。このように、不法行為による損害賠償請求を認めたのも、高価品明告ルールには明告がないと旅店等が完全に免責される点において合理性がなく、実質的にそれに修正を加えるためであると考えられる。宿泊機関の受寄物に関する責任について立法論的な検討が必要であることが示唆される。

6 [エンタテインメント・知財・広告]関係

(1) 知的財産権

知的財産権をめぐる裁判例において問題となる論点は多岐にわたっているが、契約法の観点からは、ライセンス契約における当事者の義務の内容が問題になったものが注目される。パブリシティ権の許諾契約において使用を承認した当事者が許諾権を有していなかった事案（東京地判平成20・3・3）や、ノウハウの実施許諾契約において技術に隠れた瑕疵があった事案（神戸地判昭和60・9・25）などで担保責任・債務不履行責任が認められている。ライセンサーの契約上の義務および責任についての手がかりを与えるものとして注目される。

(2) タレントの専属契約

専属契約については、契約の終了が問題になることが多い。その際、契約の解除の要件の捉え方と連動する形で、専属契約の法的性質が論じられている面がある。すなわち、その性質について、委任と雇用又は請負の性質の混合した無名契約と性質決定をしたうえで、その性質に鑑み、民法第651条、第628条等の規定の趣旨を踏まえやむを得ない事由のある本件では解除が有効であるとした例（東京地判平成13・7・18）や準委任又はこれに類似する無名契約と性質決定をして、民法第651条第1項を適用ないし類推適用して契約の解除を認めた例（東京地判平成12・6・13）がある。このように裁判例は、性質決定の点において分かれており、これに応じて、終了の要件についても、契約の解除にやむを得ない事由を必要とするように解し得るものと、民法第651条の適用又は類推適用を認めるものと考え方が分かれているように思われる。

専属契約の終了については、途中終了後の契約金の返還義務が問題になった事例（東京地判昭和61・1・28）も注目される。役務提供契約が途中で終了した場合の法律関係を検討するに当たって参考になろう。

また、専属契約上の当事者の義務の内容について、不法行為を理由とする損害賠償請求の事案であり、その中で専属契約上の債務・義務の内容が問題となったものであるが、タレントは、人格ないし名誉に重大な影響を及ぼす可能性のある業務については個別の承諾等がない限り出演義務を負わないとしたもの（東京地判平成 10・9・30）がある。タレントの専属契約上の債務を限定し、その内容・範囲を明らかにしたものとして注目される。

(3) 広告等

広告に関する契約には、広告の制作、掲載や放送や配付、それらについての委託など諸種のものがある。いずれも役務の提供を内容とするものであるが、その契約の法的性質については、請負契約としたものがあるほか、準委任又はこれに類似した無名契約とする例もあり、裁判例も分かれている。

当事者の義務については、広告を掲載する雑誌社に広告内容についての守秘義務を認めつつ、違法の疑いのある広告を掲載すべきではないという雑誌発行者の義務から導かれる調査義務が、広告内容の守秘義務に優先するとした例（東京地判平成 7・10・16）がある。また、広告については、契約当事者間ではなく、広告の向けられた第三者との関係で義務および責任が問題となりうる。原野商法における幫助等が問題となり被害者に対する不法行為責任の成否が問題となった事案において、芸能人が広告に推薦文を寄せるに際して広告内容を調査する義務を認めた例（大阪地判昭和 62・3・30）がある。

7 [教育・学習]関係

教育・学習分野には、中学校、高校、大学の在学関係のほか、学習塾、予備校、各種専門学校などの在学関係が含まれている。このような契約の性質については、大学における在学契約に関して準委任類似の無名契約とする最高裁判例（最判平成 18・11・27）がある。それ以外については、確立した考え方があるわけではなく、具体的な法律関係はそれぞれの契約解釈などに委ねられている。

この分野の裁判例で問題になった論点としては、いったん支払われた入学金・授業料等を返還しない旨の特約の効力、在学契約に基づいて学校等が負う教育・指導義務の内容（水準）、懲戒処分 of 適法性等が数の多いものである。

入学金や授業料の不返還特約の効力は、民法 90 条などが援用されることもあるが、むしろ主として消費者契約法上の問題として争われている。特に、大学の在学契約については、一時期多数の裁判例が見られるが、最判平成 18・11・27 を機に同種事案は減少しており、実務的には一応の解決がなされたと言える。

教育・指導義務の内容（水準）が問題になった事案は、学習塾、野球専門学校、トリミングスクール等様々な分野に見られ、教育・指導が水準に達しないとして債務不履行が認められた例も多い。裁判所は、事前の説明内容、授業料の水準など多様な要素を考慮し、個々の契約の解釈から、学校等が負う教育・指導義務の水準を判断していると言える。教育等の内容は多様であるため一般的な基準を設けるのは困難が伴うが、教育・指導内容の

水準についての何らかの判断基準を設けることができないか、検討の余地があろう。

教育内容についての興味深い事例としては、中学校・高校における教育内容の変更が在学契約上の債務の不履行に当たり、又は不法行為を構成するかが問題になった事例（最判平成 21・12・10）がある。この判例は、教育内容の変更の可否を判断するに当たり、学校教育に関する諸法令や学習指導要領等、学校教育における学校設置者や教師の裁量権などにも言及しており、学校教育に関する判断ではあるものの、より一般的な視角からは、多数の相手方に対して同様の役務を継続的に提供するという性質を有する契約において一方の債務の内容を変更できることがあり得ることを示すと同時に、その変更に限界があることを示した事例として位置づけることができ、そのような観点からも注目される。

8 [各種リース]関係

リースに関する裁判例では、空リースや目的物に瑕疵がある場合のリース料の支払義務が問題になるものが多く、特に、目的物の引渡しがない場合や、目的物に瑕疵がある場合の支払義務をめぐる紛争が多い。リース料の支払義務についてルールを設けることができるかどうか、検討に値する問題であると思われる。

ユーザーについて民事再生手続開始の申立てがあったことを解除事由とする旨の特約の効力、ユーザーの債務不履行によりリース物件が引き上げられた場合の清算義務、引上げ後のリース料残額の支払義務などが問題になる判例・裁判例があるが、これらの問題は、ファイナンス・リースにおける解除が担保権実行としての性格を有するものであることに関連する問題である。ファイナンス・リースにおける解除のこのような性格を踏まえ、解除をめぐる法律関係に関する規律の明確化を図ることができないかも、検討に値しよう。

9 [フランチャイズ・代理店]関係

フランチャイズ・代理店関係の契約に係る裁判例 53 件のうちもっとも多い紛争類型は、フランチャイザー側の義務とりわけ情報提供義務や保護義務に関するものである（最判平成 20・7・4、東京高判平成 11・10・28 等）。フランチャイジーの中には、プロのみならず消費者ないし投資者的な事業者が存在しているという特色があるため、情報提供義務や報告義務について一律に取り扱うことは非常に難しいと考えられる。個別の事情や状況を丁寧に認定し、事後的に判断する裁判による解決に委ねることが、現状では、適切であると思われる。

特約店・代理店契約およびフランチャイズ契約に共通して裁判例が多い類型は、契約の解除や更新の拒絶など契約の終了に係る紛争である。やむを得ない事由を必要としないとする裁判例がある一方（東京地判平成 10・10・30）、解約の申し入れが権利濫用にあたり無効であるとした裁判例や（東京地判平成 6・7・18）、やむを得ない事由を必要とする裁判例がある（東京高判平成 6・9・14）。裁判例は、必ずしも確立した規範を定立しているとは言えないが、個別事案における妥当性を追求しているとも評価し得る。

10 [エネルギー・ライフライン]関係

エネルギー・ライフライン関係は、全体で 37 件の裁判例が取り上げられている。中分類は、電話関係が全体の約半数の 18 件、電力関係 4 件、ガス関係 4 件、水道関係 3 件、温泉関係 4 件、石油供給契約や斤先掘契約など「その他インフラ」が 4 件である。本分野においては、特に電話、電力、ガス、水道などいわゆるインフラといわれる事業領域において、当事者間の契約関係が約款によって規律されているという点が特徴的であり、挙げられている裁判例も約款の解釈に関係した紛争が少なくない。民法改正に際しては約款に関する規律も検討の対象とされており、検討に際してはこれらの裁判例が参考になろう。

11 [運送・運搬]関係

運送・運搬関係は、全体で 32 件の裁判例が取り上げられている。中分類は、荷物関係が全体の半数の 16 件、自動車運送 3 件、鉄道運送 5 件、航空・海上運送 3 件、継続的運送契約や曳船事業など「その他運送・運搬」が 5 件である。裁判実務では、明告がない場合でも、請求権競合説に依拠して、荷主の不法行為による損害賠償請求を大幅な過失相殺付きで認める事例が少なくない。これは、高価品明告ルールが合理性を欠くためであり、当該ルールの廃棄と金額責任制限の導入が検討されるべきであろう。

12 [共同事業・経営委託・M&A]関係

共同事業・経営委託・M&A 関係では、合計 32 件の裁判例が抽出された。中分類としては、共同事業関係 11 件、経営等委任関係 12 件、企業買収等関係 6 件、出資関係が 3 件である。M&A や共同事業・経営委託が活発に行われるようになり、表明保証や独占交渉義務など、主として英米の M&A の実務で用いられている条項が日本においても実務で使用されるようになってきたが、それらの日本法上の法的効果は必ずしも明確でなく、当事者間に紛争が生ずる例が増加している。表明保証に基づく責任（東京高判平成 8・12・18 等）や基本合意の効力および独占交渉義務の内容とその違反に対する法的効果（最決平成 16・8・30、東京地判平成 18・2・13）などである。これらの条項の法的効力および法的効果については、コーポレート・ガバナンスや会社支配権の市場においてこれらの条項が果たす機能等を見極め、会社法や独禁法の観点からも検討する必要がある。民法改正により適用される規範を変更することに対しては、上述した観点から慎重に検討する必要があると考えられる。

13 [老齢・死後]関係

老齢・死後に関する法律関係は、高齢化社会の進展に伴い、今後ますます重要性が高まっていくと予想される。この大分類に含まれる判例は 20 件あり、老人ホームにおける入居者の事故に基づく責任、入居金の返還金の受領権者、墓地の使用に関する紛争が多い。

老人ホームの入居契約は、施設の利用契約としての性質と介護等の準委任としての性質を有する複合的な契約であると考えられ、入居者の事故が問題になった事案では善管注意義務（民法第 656 条、第 644 条）が問題になると捉えることもできると思われるが、裁判例は「安全配慮義務」の違反の有無を問題とするものが多い。

死後の法律関係を扱ったものとして、委任者の死亡後における事務処理を依頼する旨の委任契約があり、特段の事情がない限り、委任者の地位の承継者が委任契約を解除して終了させることを許さない合意を包含するものであるとした裁判例（東京高判平成 21・12・21）がある。死亡後の事務処理の委任の場合に委任者の死亡によって当然に終了するものではないこと、そのような委任がありうることはすでに最高裁の認めるところである（最判平成 4・9・22）が、その後の下級審でも同様の判断をする事例がある（高松高判平成 22・8・30、東京高判平成 11・12・21）。前記東京高判平成 21・12・21 は、委任者の死亡により委任契約が当然には終了しないことに加えて相続人による解除についても判示しており、このような委任について、委任者の死亡を委任の終了原因とする民法第 653 条第 1 号との関係、委任者の相続人の権限などをどのように考えるか等の問題を検討する手がかりとなる。

14 [年金・保険]関係

年金契約をめぐるのは、高齢化の進展による年金支給の負担増加に加えて、近時の景気悪化に伴う企業の業績不振により、年金制度の廃止又は年金支給額の減額の可否と、年金支給額の減額や制度破綻の可能性に関する説明義務の有無が問題となっている。特に注目されるのは、このような事情の変更により、年金制度を廃止したり、年金額を減額するなどの契約内容の変更が争われた事案である。このような変更については年金規約に一定の定めがあるものとならないものがあり、結論においても、肯定例と否定例の両方がある。契約当事者の個別の同意がない場合でも、年金制度を廃止したり、契約内容を改訂したりすることができるかという問題について、制度廃止又は契約内容の改訂の必要性や、内容及び手続の相当性を考慮した上で、年金制度の廃止を認めた事案（東京高判平成 20・9・10）や年金規則を改訂することを認めた事案（東京高判平成 21・10・29、大阪高判平成 18・11・28）があり、必ずしも年金受給者の個別の同意は要件ではないとされていることが注目される。

15 [システム・IT]関係

システム・IT という大分類に含まれる判例の大半は、システム・ソフトの開発契約において、システム等に瑕疵があったことを理由とする債務不履行の成否、取引等のシステムを提供している者がそのシステムの利用者に対して負う義務の内容が問題になったものである。

システム等の開発契約は請負契約と性質決定されることが多いようであるが、製作契約の目的であるシステムないしソフトが必要な機能を備えていない点をとらえ債務不履行を問題としている事案にあって、備えるべき性能、システム化すべき範囲や内容の具体的確

定にあたり、受注者が高度の専門的知識経験に基づいて契約目的の実現に努めるべき責務を負うとして、開発者につき手段債務を問題としているとも解し得る裁判例（広島地判平成11・10・27）もある。また、システムの瑕疵を理由とする債務不履行責任が問題となった事案では、同時に、注文者側の協力義務に言及されている裁判例が複数あることも興味深い。システム等の開発契約において当事者双方がどのような義務を負うかについて検討する手がかりとなろう。

システムを提供している者がその利用者に対してどのような責任を負うかが問題になった事例（証券取引システムの利用が問題になった事案、電子掲示板の利用が問題になった事案等）も複数あり、このような紛争類型が珍しくないことを感じさせる。システムの利用を目的とする契約がどのような契約類型に該当するのか、また、当事者が相互にどのような義務を負うのかは、今まで十分に議論されてこなかったように思われる。裁判例においては、最終的な結論は分かれているものの、契約解釈のほか信義則や条理などの一般条項を援用して、システムの提供者が、その利用者に対し、詐欺等防止の注意喚起義務、名誉毀損に該当する発言を削除する義務などを負うことが一般論としては肯定されており、システムの提供者の義務がどのような広がりを持つのか、どのような理論的根拠に基づいて義務を負うのか、興味深い問題を提起している。

16 [その他]関係

「その他」という大分類に含まれるのは15件あるが、契約法の観点から注目されるのは継続的供給契約に関する裁判例7件である。

継続的供給契約に関する裁判例のほとんどはその終了に関するものであり、多くの裁判例は、継続的供給契約を解除するためには信義則上やむを得ない事情が必要であるなどとして解除を制限している。継続的契約の解消については従前より議論のある点であり、その検討においてこれらの裁判例が参考になると考えられる。

II 1 [準委任]関係

準委任契約には、医療契約、不動産仲介、介護、預金、教育などさまざまな類型が含まれている。他の箇所においてコメントした類型については、当該箇所を参照されたい。

これらのほかにも、裁判例に現れた例として、著作権管理契約、結婚の斡旋、融資の斡旋などが準委任契約として処理されている。この領域では、受任者の義務の内容、報酬請求権の有無、解除権の有無などが問題になることが多いと言える。

報酬請求権の有無が問題になった事案には、弁護士報酬、税理士報酬のほか、ゴルフコースの設計・管理等に関する指導・助言についての報酬に関するもの（東京地判平成4・1・31）などがあるが、明確な特約がない場合であっても報酬請求権が認められており、無償性の原則は実質的には意味を失っているように思われる。

解除の可否については、裁判例は、契約の性質などに応じて任意解除権の有無を判断し

ている。すなわち、テレビコマーシャルの放映契約が問題になった事案（高松地判平成 5・2・16）において、当該契約の性質につき売買的側面や請負的側面もあるものの準委任ないし準委任類似の無名契約であるとして、民法第 651 条により、当事者がいつでも契約を解除できるとした例がある。これに対し、不法行為に基づく損害賠償請求の事案であるが、幼稚園での保育委託契約の解除が不当退園処分であるとして争われた事案（東京高判平成 5・5・26）では、幼児の教育を目的とする契約であることを理由に、その性質上、幼稚園の方から自由に解除することはできないとされ、ただし、その目的の達成を困難にするほどに信頼関係が失われ、かつ、その原因が主として委託者（保護者側）にある場合には幼稚園から解除をすることができるとして、受任者からの任意解除権が制限されている。

II 2 [請負]関係

請負契約に関する裁判例には、安全配慮義務に関するものも散見されるが、完成した目的物に瑕疵があるとして修補に代わる損害賠償が請求されるケースや、請負報酬の請求に対して損害賠償請求権による相殺が主張されるケースなど、瑕疵の存否が問題になった事案が圧倒的に多い。瑕疵に関する裁判例の多くは瑕疵の有無に関するものであるが、瑕疵担保責任の除斥期間について興味深い判断を示したものとして、当事者の合意内容から、その始期を引渡し日ではなく試運転を行った日とした事例（東京地判平成 2・2・6）がある。

これらのほか、契約法の観点から興味深い問題としては、報酬請求権の存否、報酬の支払時期がある。報酬請求権の存否については、請負人が倒産して請負人（再生債務者）が民事再生法第 49 条に基づき請負契約を解除した場合の既施行部分の請負代金債権の帰趨を扱ったもの（大阪地判平成 17・1・26）、劇場映画用の脚本作成契約を映画製作者が民法第 641 条に基づいて解除したときであっても、脚本家は出来高に応じた代金の支払を請求することができるとしたもの（東京地判平成 12・11・14）、マンションの設計・管理等の業務を委託された者がマンションの建設中止に伴って契約を解除して既履行の業務に応じた報酬の支払を求めた事案で、この契約が請負であることを前提としつつ履行割合に応じた報酬を認容した事案（東京地判平成 8・6・21）などがある。裁判例は、仕事が完成していないことから直ちに報酬請求を認めないのではなく、様々な法律構成を駆使して、履行割合に従った報酬請求を認めるなど、妥当な結論を導く努力をしていると考えられる。上記平成 17 年大阪地判は、結論的には報酬請求を認めなかったものの、解除の範囲を未施工部分に限るという構成、当事者の合理的意思ないし信義則による構成などによって当事者間の利害調整を図り得ることを示唆している。

報酬の支払時期については、中間金の支払が合意されている場合であっても、請負人による工事が相当期間遅滞している場合は公平の観点から支払義務の履行遅滞責任を負わないとしたもの（東京地判平成 19・10・11）、請負契約の目的物に瑕疵がある場合には、注文者は、瑕疵の程度等に鑑み信義則に反すると認められるときを除き、瑕疵修補に代わる損害賠償を受けるまでは、報酬全額の支払を拒むことができるとしたもの（最判平成 9・2・14）

などが注目される。

また、典型的な請負契約に関するものではないが、請負という大分類に含まれている裁判例に情報提供契約に関するものがある。アドバイス・情報提供契約においては、株式投資家に対して情報を提供して報酬を得ることを業とする者は、正確な情報を提供し、適切な指示、助言をすべき義務を負い、提供した情報の内容が重要な部分において誤っていた場合には、これを信じて行動したために損害を被った者に対して損害賠償請求をすることができるとした事例（東京地判昭和 63・6・29）であり、一種の請負契約であってこの場合には仕事の目的物に瑕疵があることになるとしている。このような種類の契約における当事者の義務及びその法律構成を考えるに当たって参考になる。

A-1 本調査研究の方法（典型契約に該当しない契約類型の調査）

法務省との協議に基づき、本調査研究（典型契約に該当しない契約類型の調査）を実施するに際して採用した方法は、大要以下の通りである。

1. 対象とする裁判例の抽出範囲の画定

(1) 収録誌による限定

本調査研究を開始するに際し、わずか4ヶ月程度のきわめて限定された調査期間内に民法のうち債権関係の規定に関する改正においていかなる典型契約を新設すべきかの審議に際し参考となる情報を我が国の過去の民事裁判例の中から広く抽出し提供するという本調査研究の目的を達成するための効率的かつ確度の高い方法を模索した。

法務省と協議の結果、主要な法律雑誌に掲載されている裁判例を客観的かつ確実に検討の対象とするという観点より、昭和38年以降判例タイムズ社より刊行されている「判例年報」に収録されている裁判例（最高裁判所「最高裁判所判例集」、最高裁判所「家庭裁判月報」、判例タイムズ社「判例タイムズ」、判例時報社「判例時報」、金融財政事情研究会「金融法務事情」、経済法令研究会「金融・商事判例」の各誌（以下、「判例タイムズ」、「判例時報」、「金融法務事情」、「金融・商事判例」を総称して「4誌」という。）¹に掲載された裁判例）を本調査研究の対象とすることとした。

(2) 収録箇所による限定

また、「判例年報」には、民法典に関係した裁判例のみならず、民法典以外の民事法分野、商法分野、行政法分野など多くの法令に関連する裁判例が数多く掲載されている²が、民法のうち債権関係の規定に関する改正においていかなる典型契約を新設すべきかの審議に際し参考となる情報を我が国の過去の民事裁判例の中から広く抽出し提供するという本調査研究の目的との関係及びわずか4ヶ月程度のきわめて限定された調査期間内に本調査研究の目的を達成するために効率的かつ確度の高い方法を採用する必要があるという観点より、法務省と協議を重ね、法務省の承諾のもと、原則として本調査研究においては、「判例年報」内において、①民法典に関係した裁判例、②商法典及び会社法に関係した裁判例、③消費者契約法に関係した裁判例として分類されている裁判例のみを2.以下の手順による抽出の対象範囲としている。

¹ 概ね本文記載の通りであるが、時期により収録対象となっている雑誌に若干相違がある。

² 概ね本文記載の通りであるが、時期により編纂の仕方に若干相違がある。

(3) 時的範囲等による限定

なお、本調査研究において2.以下の手順による調査研究の対象とした裁判例の範囲は、「判例年報 昭和37年度版」(昭和38年発行)から「判例年報 平成21年度版」(平成22年発行)までに掲載されている全裁判例である。但し、上記範囲に該当する裁判例のうち、①昭和年間に地方裁判所が言い渡した裁判例、②平成年間に地方裁判所が言い渡した裁判例のうち医療事件に係る裁判例³に関しては、上記のとおり限定された調査期間内に本調査研究の目的を達成するための効率的かつ可能な限り確度の高い方法を採用するという観点より、法務省との合意に基づいて、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所が言い渡した裁判例のみを2.以下の手順による抽出の対象範囲としている。

(4) 直近の裁判例の扱い

上記(1)ないし(3)に拘わらず、「判例年報 平成21年度版」が発刊されて以降の直近の裁判例に関しては、Westlaw Japanを用い、平成23年1月14日現在において同データベースに登録されている平成22年7月1日以降に言い渡された全民事裁判例のうち4誌に掲載されている裁判例を本調査研究に際しての2.以下の手順による抽出の対象範囲としている。

2. 対象とする裁判例の初期的抽出及び大分類による整序

1.にて画定した抽出対象となる裁判例に関し、判例年報に記載されている判例要旨から読み取ることができる範囲において、本仕様書「3.業務の内容 ②」⁴に従い、判例要旨をより詳細に検討する必要があると考えられる裁判例を一覧化する作業を行った⁵。

次に、各裁判例について、判例年報に記載されている判例要旨から読み取ることができる範囲において、当該裁判例に含まれる非典型契約の内容を端的に表現していると考えられる単語を付記する作業を行った。本段階で付記した単語は一覧表の中で小

³ 後記大分類において医療に分類したものを指す。

⁴ 同箇所には、調査する裁判例に関し、「調査する裁判例は、当該契約の性質や合意内容に起因する民事実体法上の法律問題について判断を示したものとする。新種契約をめぐる紛争を扱ったものであっても、債権総論上の論点、倒産法上の論点、事実認定等について判断を示した裁判例など、新種契約に関する立法論的な検討にとって有益でないと考えられるものは対象としない。」と記載されている。

⁵ 本仕様書の記載に従った裁判例の取舍選択は主に本段階において実施したが、3.以降の作業を行う過程においても随時行っている。

分類として取り上げている⁶。

また、小分類を付した各裁判例を、内容に応じて下記のような大分類毎に整序した⁷。

- ・ 医療・健康
- ・ 金融・証券・コモディティ
- ・ 不動産取引
- ・ コンサル・アドバイザー
- ・ ゴルフ・レジャー・イベント
- ・ エンタテインメント・知財・広告
- ・ 教育・学習
- ・ 各種リース
- ・ フランチャイズ・代理店
- ・ エネルギー・ライフライン
- ・ 運送・運搬
- ・ 共同事業・経営委託・M&A
- ・ 老齢・死後
- ・ 年金・保険
- ・ システム・IT
- ・ その他⁹

3. 判例要旨等の抽出及び中分類による整序

2.にて一覧化し、大分類毎に整序した各裁判例につき、判例要旨をより詳細に調査検討するために、Westlaw Japanを用いて各裁判例毎に判例要旨を含む関連情報を機械的に抽出した¹⁰¹¹。

⁶ 小分類の付記は主に本段階において実施したが、3.以降の作業を行う過程においても見直し作業を随時行っている。

⁷ 本文において記載している各大分類は該当する裁判例の件数の順に整序しており、当該順序は本調査研究本編の収録順序とも対応している。

⁸ 各裁判例は複数の大分類に該当しうると考えられる裁判例についても、原則としていずれか一つの大分類に区分している（但し、「その他」に分類したものを除く。）。従って、整理の仕方によっては他の大分類にも該当しうる裁判例がありうる点に留意されたい。なお、大分類毎の整序については主に本段階において実施したが、3.以降の作業を行う過程においても見直し作業を随時行っている。

⁹ 本大分類の詳細については後掲B 2.及び4.をご参照いただきたい。

¹⁰ 判例要旨を含む関連情報の抽出に際しては、Westlaw Japan 内において各裁判例毎に一意に付されている文献番号を用いている。

¹¹ Westlaw Japan に収録されている判例要旨は既存の複数の資料に収録されている判例要旨を統合したものであるところ、本調査研究の過程において Westlaw Japan から機械的に判例要旨を抽出する方法を採用したことから、各裁判例の判例要旨欄には、重複や本調査の目的とは関連の薄い内容が含まれている場合がある。重複した判例要旨や無関係と考えられる判例要旨を省くことも検討したが、一貫した基準によって省くことは困難であり、内容の重複が見られる複数の判例要旨が包含関係になく、いずれも一長一短で

また、小分類及び Westlaw Japan によって抽出した判例要旨を参考に、各大分類に含まれる裁判例を概ね数個の類似した紛争類型（「中分類」）に分け、整序した。

4. 各裁判例の分析（「現行法の問題点」及び「裁判所の対応」欄への記載）

上記 1.ないし 3.の作業を実施した後、Westlaw Japan から抽出した判例要旨の情報を参考に、各裁判例の分析を行い、「現行法の問題点」欄及び「裁判所の対応」欄への記載を行った。

同箇所の記載を行うに際しては、「現行法の問題点」欄には、当該裁判例の中に見いだされるいわゆる典型契約に関する現行民法上の規定の不備や新たな契約類型に関する規定の必要性を伺わせる事項を記載し、「裁判所の対応」欄においては、「現行法の問題点」欄に記載された問題点に関して、裁判所は現行民法の下でどのような手法、論理によって事案の解決を行ったのかという点につき、記載を行っている¹²。

なお、各裁判例の分析を行うに際しては、判例要旨の内容及び Westlaw Japan のデータベースに収録されている判例の原文の双方を参考にしている。

5. 裁判例の整序

各大分類内の各裁判例は、上記 1.ないし 4.の作業を実施した後、裁判年月日に基づき、降順に整序している。

以 上

ある場合に無理に一方を省くとその過程で有用な情報が失われる懸念もあることから、重複を厭わず機械的に抽出を行ったままの状態を維持することとした。

¹² 「裁判所の対応」欄及び「現行法の問題点」欄の記載については、対象としている契約類型の相違から大分類毎に表現が若干異なっている点に留意されたい。

A-2 本調査研究の方法（制定当時の民法典が想定していなかった内容を含む準委任契約及び請負契約の調査）

法務省との協議に基づき、本調査研究（民法典の想定外の内容を含む準委任契約及び請負契約の調査）を実施するに際して採用した方法は、大要以下の通りである。

1. 対象となる裁判例の範囲の画定

(1) 準委任

Westlaw Japan に収録されている 1960 年以降に言い渡された民事裁判例全件を対象に、4 誌のうちいずれか 1 誌以上に掲載された裁判例であって、準委任に関する条文（民法第 656 条）を、Westlaw Japan 上の検索項目「参照条文」に含む裁判例（平成 23 年 1 月 24 日時点）を抽出し、本調査研究の対象とすることとした。

(2) 請負

Westlaw Japan に収録されている 1960 年以降に言い渡された民事裁判例全件を対象に、4 誌のうちいずれか 1 誌以上に掲載された裁判例であって、請負に関する条文（民法第 632 条ないし第 642 条）のいずれか 1 つ以上を、Westlaw Japan 上の検索項目「参照条文」に含む裁判例（平成 23 年 1 月 24 日時点）を抽出し、本調査研究の対象とすることとした。

2. 判例データベースからの判例要旨その他関連情報の抽出

1.にて抽出した各裁判例につき、Westlaw Japan を用いて各裁判例毎に判例要旨を含む関連情報を機械的に抽出し、一覧化する作業を行った。

3. 各裁判例の分析（「現行法の問題点」及び「裁判所の対応」欄への記載）

上記 1.及び 2.の作業の後、Westlaw Japan から抽出した判例要旨の情報を参考に、各裁判例の分析を行い、「現行法の問題点」欄及び「裁判所の対応」欄への記載を行った上、本仕様書「3.業務の内容 ②」¹³に従い、より詳細に検討する必要があると考

¹³ 同箇所には、調査する裁判例に関し、「調査する裁判例は、当該契約の性質や合意内容に起因する民事実体法上の法律問題について判断を示したものとする。新種契約をめぐる紛争を扱ったものであっても、債権総論上の論点、倒産法上の論点、事実認定等について判断を示した裁判例など、新種契約に関する立法論的な検討にとって有益でないと考えられるものは対象としない。」と記載されている。

えられる裁判例を一覧化する作業を行った¹⁴。

同箇所の記載を行うに際しては、「現行法の問題点」欄には、当該裁判例の中に見いだされるいわゆる典型契約に関する現行民法上の規定の不備や新たな契約類型に関する規定の必要性を伺わせる事項を記載し、「裁判所の対応」欄においては、「現行法の問題点」欄に記載された問題点に関して、裁判所は現行民法の下でどのような手法、論理によって事案の解決を行ったのかという点につき、記載を行っている。

また、請負に関する裁判例については、(合意内容としての)引渡の有無を「引渡の有無」欄に、(引渡有りの場合の)引渡の客体が有体物か無体物かを「有体物/無体物」の欄に、それぞれ記載している。無体物の引渡の典型例としては、コンピュータ・ソフトウェアの電子メールによる納品を想定している。

なお、各裁判例の分析を行うに際しては、判例要旨の内容及び Westlaw Japan のデータベースに収録されている判例の原文の双方を参考にしている。

4. 裁判例の整序、形式統一

各裁判例は、上記 1.ないし 3.の作業を実施した後、裁判年月日に基づき、降順に整序している。

以 上

¹⁴ 本仕様書の記載に従った裁判例の取捨選択は主に本段階において実施したが、4.以降の作業を行う過程においても随時行っている。

B 本調査研究において対象外とした裁判例

本調査研究の基本的な方法は上記 1.ないし 4.記載のとおりであるが、法務省との協議に基づいて、本調査研究において概ね以下の裁判例を対象外としている¹⁵。

1. 本仕様書において調査対象とされていない裁判例

先述のとおり、本調査研究の過程において、A-1 1.にて画定した抽出対象となる裁判例に関し、判例年報に記載されている判例要旨から読み取ることができる範囲において、本仕様書「3.業務の内容 ②」¹⁶に従い、判例要旨をより詳細に検討する必要があると考えられる裁判例を一覧化する作業を行っている。

このため、本仕様書において調査対象としない旨が明示されている債権総論上の論点、倒産法上の論点、事実認定等について判断を示した裁判例など、新種契約に関する立法論的な検討にとって有益でないと考えられるものは、本調査研究の対象から除外されている。

2. 事案として特殊な裁判例の取扱い

各大分類内において、事案として特殊であり明らかに本調査の目的に照らして有用とは考えられない裁判例¹⁷は、詳細な分析を行う以前の 3.の段階において、原則として本調査研究の対象から除外することとした。なお、当該除外に際しては、事前に法務省に除外の対象とすることについて確認を行っている。

また、本調査対象から除外する程には至らないと考えられるものの、分析した範囲においては類似事案がほとんど見受けられなかった裁判例に関しては、中分類を付さず、一括して「その他」の名称を付した大分類のもとに集約を行っている。

3. 他の法領域において固有に問題となる裁判例の取扱い

各大分類内において、商法典や保険法において固有に問題となる法律関係に係る裁判例等、新種契約についての裁判例の動向の調査という本調査研究の目的との関係では参考となる余地が少ないと考えられる裁判例については、法務省との合意に基づき、

¹⁵ 対象外とした裁判例については、Bに加え、報告書の他の箇所もご参照いただきたい。

¹⁶ 同箇所には、調査する裁判例に関し、「調査する裁判例は、当該契約の性質や合意内容に起因する民事実体法上の法律問題について判断を示したものとする。新種契約をめぐる紛争を扱ったものであっても、債権総論上の論点、倒産法上の論点、事実認定等について判断を示した裁判例など、新種契約に関する立法論的な検討にとって有益でないと考えられるものは対象としない。」と記載されている。

¹⁷ 例えば、ねずみ講や薬物取引に係る裁判例等、当該契約の内容自体が犯罪に該当する違法な契約に係る判断をしめた裁判例等が挙げられる。

詳細な検討の対象とはしない扱いとした。

4. 継続的供給契約に関する裁判例の取扱い

法務省から、製造物供給契約及び継続的契約に関する裁判例は、(1)において対象から除外せず、本調査研究の対象とすることが望ましいとの追加要望を受けたことから、上記「その他」のもとに集約した上で、4.以下の調査検討を行っている。ただし、上記「その他」以外の大分類に既に含まれている裁判例は当該大分類においてのみ取り上げ、「その他」には含めていない。

5. 「教育・学習」関係裁判例における事故に関する事案の取扱い

「教育・学習」の大分類中の裁判例のうち、学校その他における事故に関する紛争を取扱った裁判例は、件数が膨大である一方、学校その他の管理者側の安全配慮義務違反の有無を個別具体的な当該事案において事実認定して当てはめる点に重点があるものが大半であり、上記の本調査研究目的との関係では参考になる程度は低いと考えられることから、法務省と協議のうえ、これらの裁判例については、本調査研究の対象からは原則として除外している¹⁸。

以 上

¹⁸ 「医療」と名称を付した大分類のもとに集約した裁判例においても、医療現場における事故に関する紛争を取扱った裁判例が膨大に存在するが、「医療」の分野に関しては、類型毎の紛争の発生件数が著しく多いという事実自体が審議の参考になるとの法務省の追加要望に基づき、事故に関する紛争を取扱った裁判例も原則として本調査研究の対象とすることとしている。

C 本調査研究の前提

1. 基礎とした情報の真実性・正確性に係る事項

本調査研究は、主として、判例年報及び Westlaw Japan に掲載されている裁判例の要旨（以下「検討対象要旨」という。）の記載の内容の真実性・正確性及び十分性・網羅性を前提に行われたものであって、前提となる裁判例の要旨の内容の真実性・正確性及び十分性・網羅性については、別段の調査・確認作業は行っていない。また、本調査研究における対象裁判例の取捨選択及び分類・整序は、主としてこれらの要旨の記述に依拠している。

2. 調査研究に際しての制約に係る事項

本調査研究において、民法のうち債権関係の規定に関する改正においていかなる典型契約を新設すべきかの審議に際し参考となる情報を我が国の過去の民事裁判例の中から広く抽出すべく尽力した。しかしながら、本調査研究においては、(i)調査期間がおおむね平成 22 年 11 月から平成 23 年 2 月までと短期間であること、(ii)調査研究の対象とすべき裁判例の数が著しく膨大であり、上記の限定された調査期間内に本調査研究の目的を達成するための効率的かつ可能な限り確度の高い方法の模索に時間を要したこと、(iii)検討対象要旨のみからは裁判例の概要を正確に把握しがたい場合が少なからず存在したこと等から、新種契約についての裁判例の動向に関して必ずしも網羅的に調査研究できるに至っておらず、本調査研究の中で適切に抽出・整理・検討されていない重要な裁判例や現行法の問題点等が存在する可能性は否定できないことにご留意いただきたい。

3. 本調査研究の結果の利用及び報告書の第三者に対する開示に係る事項

本調査研究は、法務省の要請に基づき、法制審議会民法部会（債権関係）において民法の改正に向けた審議が行われるに際し、法務省及び同審議会におけるその準備に利用されることのみを目的として行われたものである。また、特定の法改正の方向性を何ら示唆ないし推奨するものではない。

以上